

○経済産業省告示第二十四号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十二条の二第一号ロ及び第五十三条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年経済産業省告示第二百四十九号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示）の一部を次のように改正し、令和三年三月一日から施行する。

令和三年二月二十六日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(要件)

第一条 「略」

一～三 「略」

四 第二種電気主任技術者免状又は第三種電気

主任技術者免状の交付を受けている者であつ

て、当該いずれかの免状の交付を受けた後、

自家用電気工作物の保安管理業務に関する講

習を修了した者 三年

五 「略」

2 前項第一号から第三号までに掲げる期間は、

次の各号に掲げる全ての設備条件に適合する需

(要件)

第一条 「略」

一～三 「略」

「新設」

四 「略」

2 前項各号に掲げる期間は、次の各号に掲げる

全ての設備条件に適合する需要設備の工事、維

---

要設備の工事、維持又は運用に関する保安の監督に係る業務を行う場合には、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該期間から一年を減じた期間とすることができる。

一～三 「略」

(点検頻度)

第四条 「略」

一～四 「略」

四の二 「略」

イ・ロ 「略」

ハ 受変電設備であつて、第七号イからニまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高

---

持又は運用に関する保安の監督に係る業務を行う場合には、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該期間から一年を減じた期間とすることができる。

一～三 「略」

(点検頻度)

第四条 「略」

一～四 「略」

四の二 「略」

イ・ロ 「略」

ハ 受変電設備であつて、第七号イからホまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高

---

いもの又は低圧受電のもの 三月に一回以上

二 「略」

四の三 「略」

イ・ロ 「略」

ハ 受変電設備であつて、第七号イからニまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高いもの又は低圧受電のもの 四月に一回以上

ニ 「略」

五 「略」

六 小規模高圧需要設備にあつては三月に一回以上。ただし、規則第九十六条第二項第一号

---

いもの又は低圧受電のもの 三月に一回以上

二 「略」

四の三 「略」

イ・ロ 「略」

ハ 受変電設備であつて、第七号イからホまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高いもの又は低圧受電のもの 四月に一回以上

ニ 「略」

五 「略」

六 小規模高圧需要設備にあつては三月に一回以上。ただし、規則第九十六条第一号ロに規

---

ロに規定する登録点検業務受託法人が点検業務を受託している小規模高圧需要設備にあつては六月に一回以上

七 次のイからニまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高い需要設備であつて設備容量が百キロボルトアンペア以下のもの又は低圧受電の需要設備にあつては隔月一回以上

「削る」

イノニ 「略」

八 前号のイからニまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高い設備であつて、低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置を有する需要設備又は非常用照明設備、消防設備、

定する登録点検業務受託法人が点検業務を受託している小規模高圧需要設備にあつては六月に一回以上

七 次のイからホまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高い需要設備であつて設備容量が百キロボルトアンペア以下のもの又は低圧受電の需要設備にあつては隔月一回以上

イ 構外にわたる高圧電線路がないもの

ロノホ 「略」

八 前号のイからホまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高い設備であつて、低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置を有する需要設備又は非常用照明設備、消防設備、

昇降機その他の非常時に使用する設備への電  
路以外の低圧電路に漏電遮断器が設置してあ  
る需要設備にあつては隔月一回以上

九 第七号に適合する需要設備であつて、次の  
イ及びロの設備条件に適合するものにあつて  
は三月に一回以上

イ・ロ 「略」

「削る」

十〇十三 「略」

昇降機その他の非常時に使用する設備への電  
路以外の低圧電路に漏電遮断器が設置してあ  
る需要設備にあつては隔月一回以上

九 第七号に適合する需要設備であつて、次の  
イからハまでの全ての設備条件に適合するも  
のにあつては三月に一回以上

イ・ロ 「略」

ハ 引込施設に地絡継電器付高圧交流負荷開

閉器又は地絡遮断器が設置してあるもの

十〇十三 「略」

備考 表中の「」は注記である。

[